

## 第4章

# 介護保険制度によるサービス



## 第1節

# 第5期介護保険事業計画

### 1 第5期介護保険事業計画の位置づけ

新宿区の介護保険は、新宿区が保険者となって制度の運営を行っています。

介護を社会全体で支えていくという制度の目的から、その財源は、国・都・区の公費で50%、65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料で21%、医療保険に加入している40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の保険料で29%がまかなわれます。

区は、介護保険法第117条に基づき、国の基本指針に即して、3年を1期とする介護保険事業計画を定めることとされています。この介護保険事業計画は介護サービスの整備計画であるとともに、区の第1号被保険者の保険料の算定基礎となる計画となります。

第5期介護保険事業計画（平成24～26年度）は、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられています。国の基本指針では「第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標達成に向けて、また、その基本的な考え方に基づき、継続的かつ着実に取り組むことが重要」とされており、平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画となります。

### 2 地域包括ケアシステムの確立

新宿区が平成22年度に実施した「高齢者の保健と福祉に関する調査」において「自宅で生活を続けたい」と回答した人の割合は、一般高齢者で66.9%、居宅（在宅）サービス利用者で82.3%という高い値を示しており、多くの高齢者が在宅生活の継続を望んでいることがうかがえます。

今期の計画は、こうした区民のニーズを踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて医療、介護、予防、すまい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステムの確立」を基本的な考え方とし、高齢者保健福祉計画と一体的に策定します。また、高齢化のピークを迎える時期までに、地域包括ケアの中心サービスとなる「在宅サービス」と「地域密着型サービス」の一層の充実を目指します。

## 第2節

# 介護サービスの利用状況

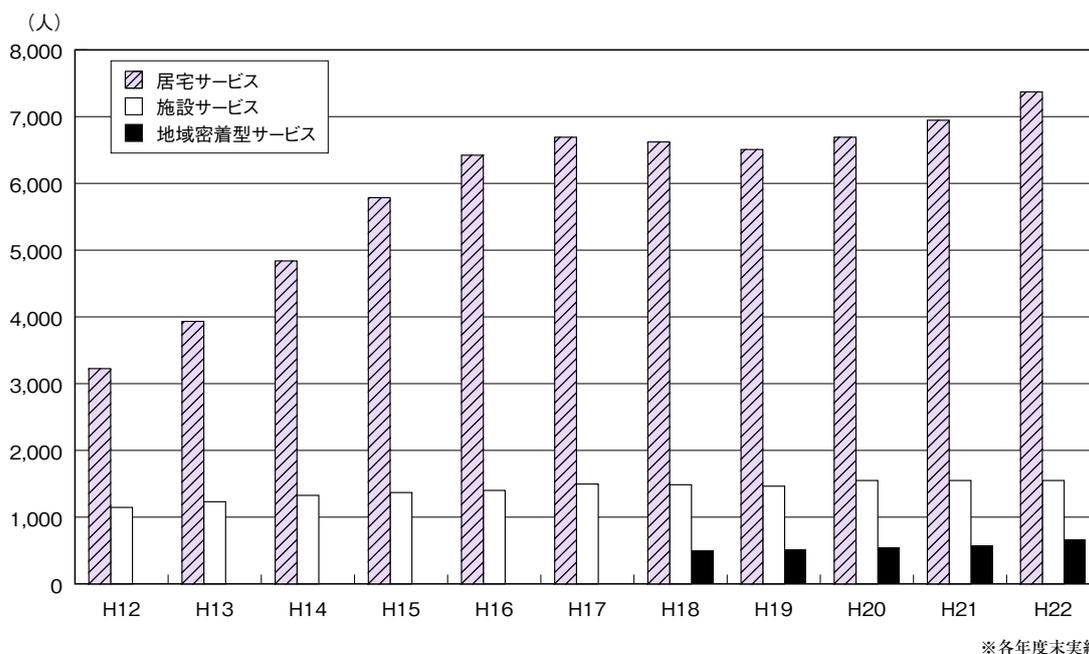
### 1 サービス別利用者の推移

居宅サービス利用者数は、平成12年度末から平成17年度末までに約2倍に増加しました。平成18年4月に地域密着型サービスが創設され、居宅サービスの一部が移行したことにより、一旦減少しますが、平成20年度以降はふたたび増加に転じています。

施設サービス利用者数は、平成17年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。

介護保険サービス全体で利用者数の伸び率（前年比）を見ると、3%（平成20年度）、3%（平成21年度）、6%（平成22年度）と次第に高くなる傾向を示しています。

〔居宅・施設・地域密着型サービス別利用者の推移〕



- 居宅サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、特定施設入居者生活介護、介護予防支援・居宅介護支援
- 施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
- 地域密着型サービス：夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

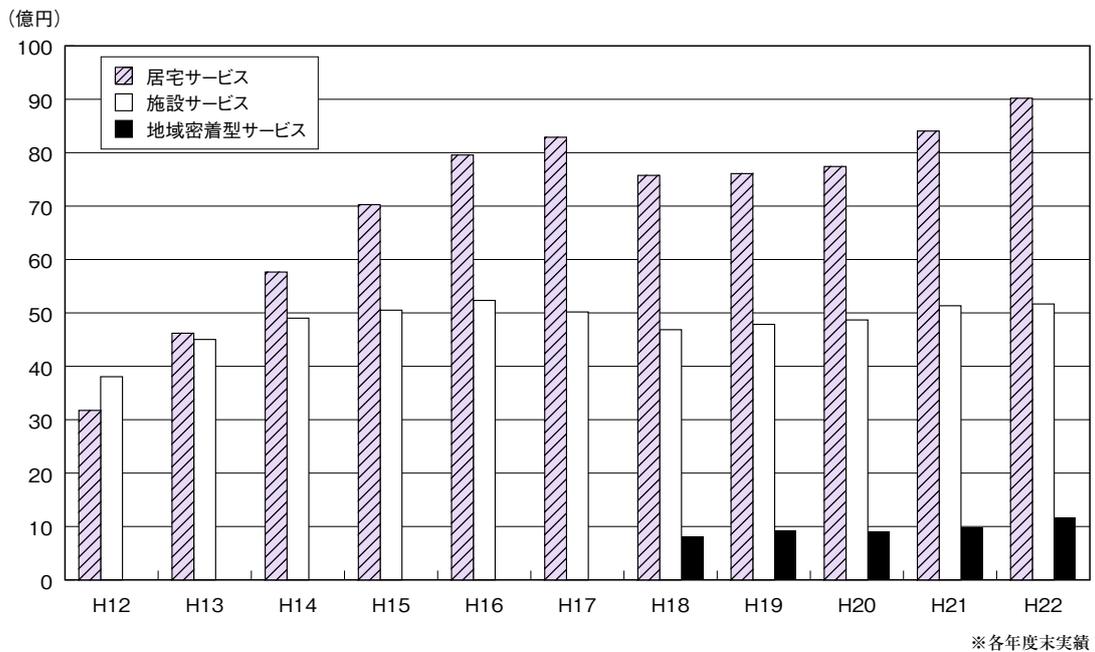
## 2 サービス別給付費の推移

居宅サービス費は前項の利用者の推移と同様、地域密着型サービス創設の影響で平成18年度に一旦減少していますが、その後は増加しています。

施設サービス費の平成17年度から平成18年度の減少は、平成17年10月の制度改正により、居住費・食費相当分が自己負担となったことによるものです。

サービス全体で最近数年の給付費の伸び率（前年比）を見ると、2%（平成20年度）、7%（平成21年度）、5%（平成22年度）と継続して高い値を示しています。

〔居宅・施設・地域密着型サービス別給付費の推移〕

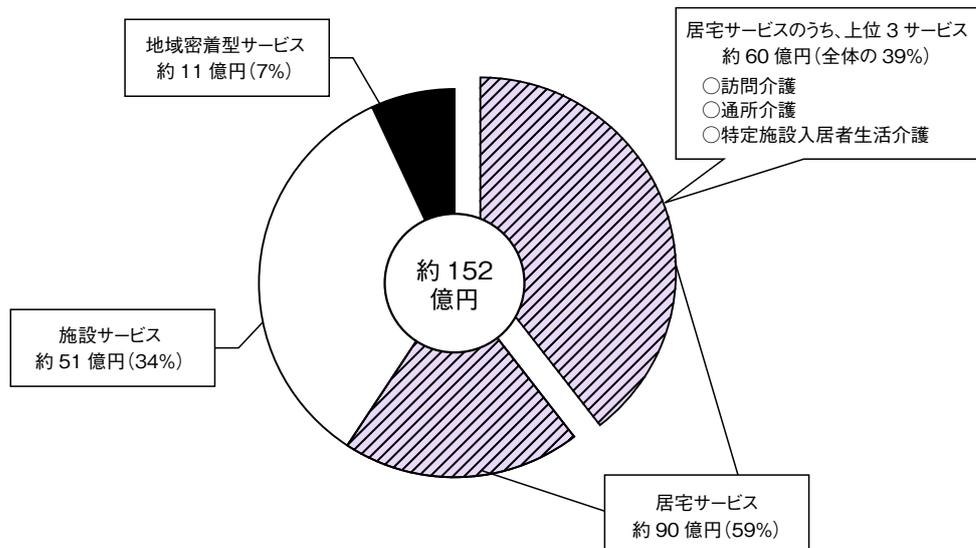


### 3 居宅サービス給付費 上位3サービスの利用状況

平成22年度の給付費の実績では、全体の約6割を居宅サービスが占めています。居宅サービスの中でも給付費の高い上位3サービスは、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）で、これら3サービスだけで給付費全体の約4割を占めています。

最近の居宅サービス給付費上位3サービスの傾向から、今後の給付費の動きを推測することができます。

〔居宅サービス給付費 上位3サービスの割合〕

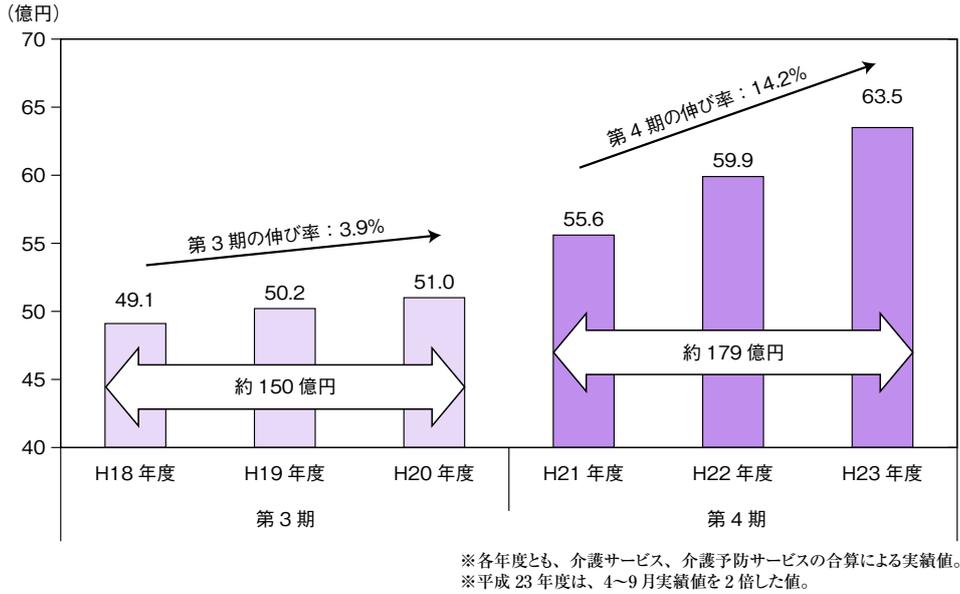


※平成22年度実績

総給付費の実績から居宅サービス給付費の上位3サービスを取り出し、第3期（平成18～20年度）と第4期（平成21～23年度）の計画期間中の合計給付費を比較すると、約1.2倍（約150億円から約179億円）に急増しています。

また、計画期間内（初年度と3年度目）の伸び率を比較した場合、第3期の3.9%（約49.1億円から約51.0億円）に対して、第4期が14.2%（約55.6億円から約63.5億円）という高い値を示すようになったことから、近年この上昇傾向に拍車がかかっていることがわかります。

〔 居宅サービス給付費 上位 3 サービスの給付費の推移 〕



各サービスの利用状況と利用見込については、第3節で詳しく説明します。

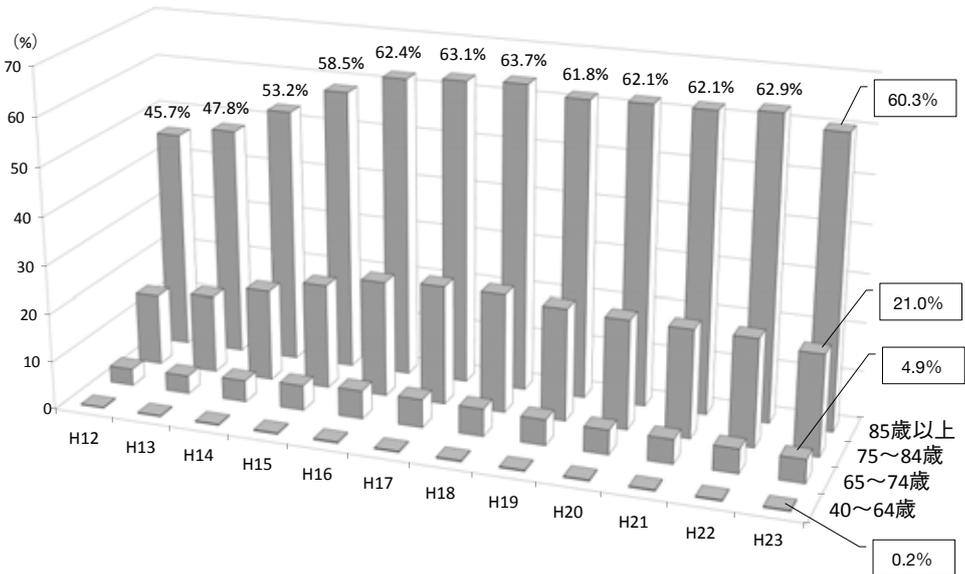
4 85歳以上の認定率と人口

1 85歳以上の認定率

年齢別の認定者数は、75歳以上の高齢者は8割を超え、85歳以上の高齢者は約4割を占めており、ともに平成16年度以降、緩やかながら上昇しています（第2章参照）。

このことを、要介護認定率の側面から見ると、40～64歳では0.2%、65～74歳では4.9%、75～84歳では21.0%なのに対し、85歳以上になると60.3%を示しています（平成23年10月実績）。要介護認定率は年齢とともに上昇すること、特に85歳以上では急激に上昇することがわかります。

〔 年齢別認定率の推移 〕

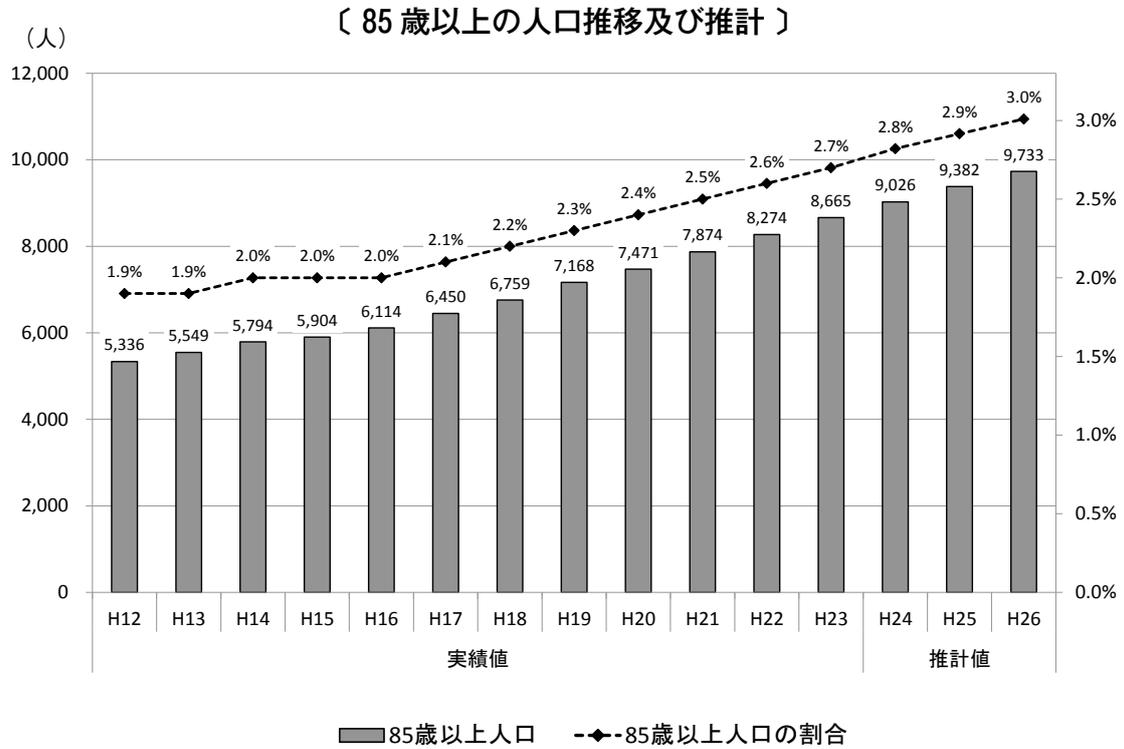


※各年10月1日現在

## ② 85歳以上の人口

平成12年度に5,336人だった85歳以上の高齢者は、平成23年度に1.5倍以上の8,665人になりました。人口推計によれば、平成26年度には9,733人に達すると見込まれます。

総人口に占める85歳以上人口の割合は、平成12年度に1.9%、平成23年度に2.7%になりました。平成26年度には3.0%に達する見込みです。



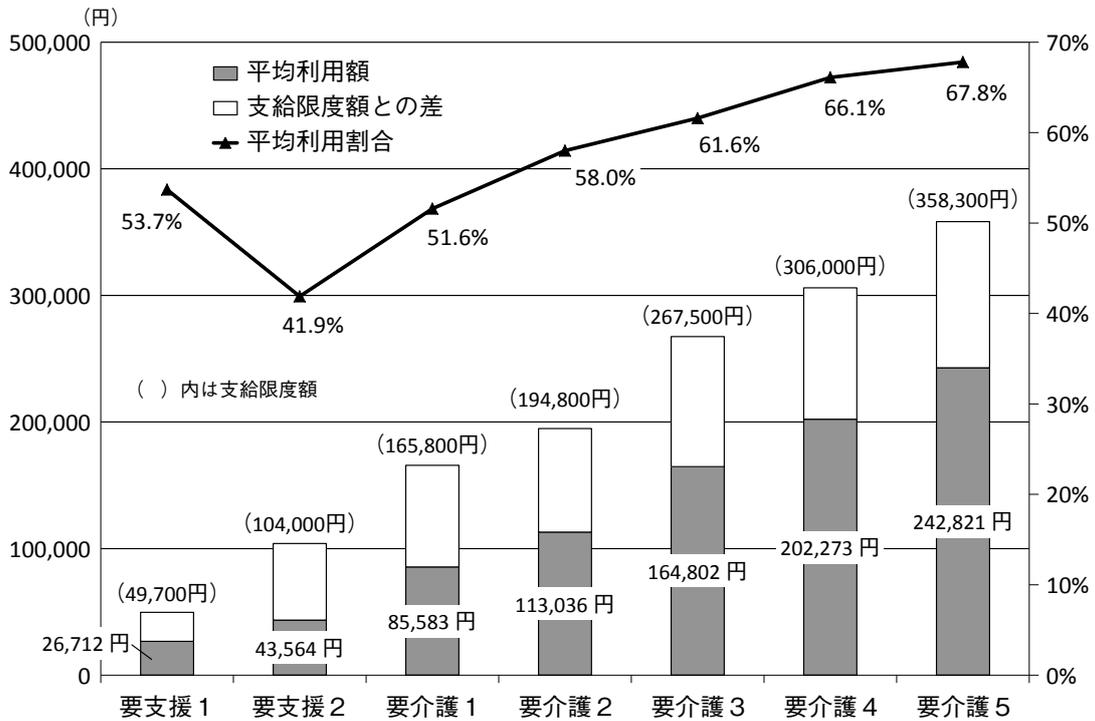
※各年10月1日現在

※平成12～23年は実績値、平成24年以降は推計値（コホート要因法による）

## 5 居宅サービスの平均利用額

居宅サービスの1人当たり平均利用額は、要介護度が重度化するに従って増えていきます。支給限度額に対する平均利用割合も、重度の方は、より限度額近くまでサービスを利用しているという傾向が見られます。

〔居宅サービスの平均利用額〕



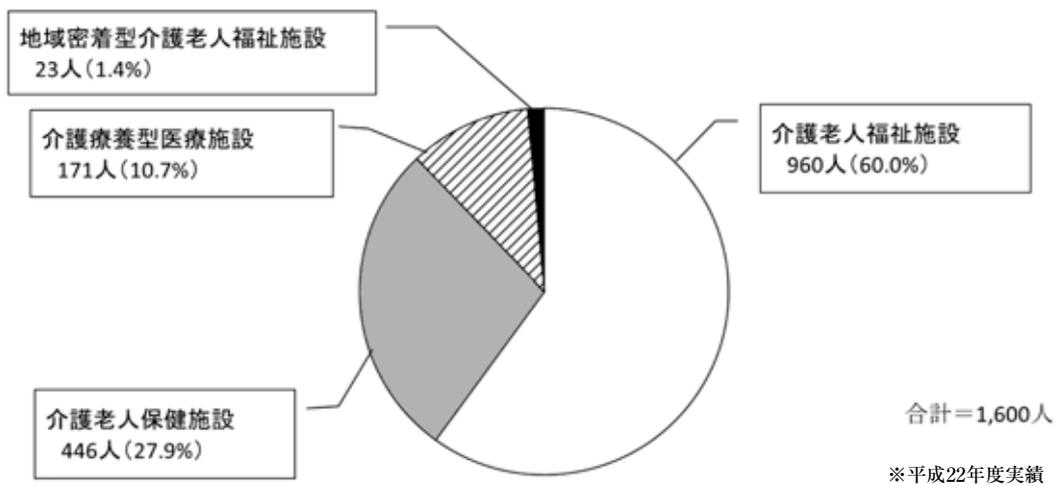
※平成22年度実績

## 6 施設サービスの種類別利用人数

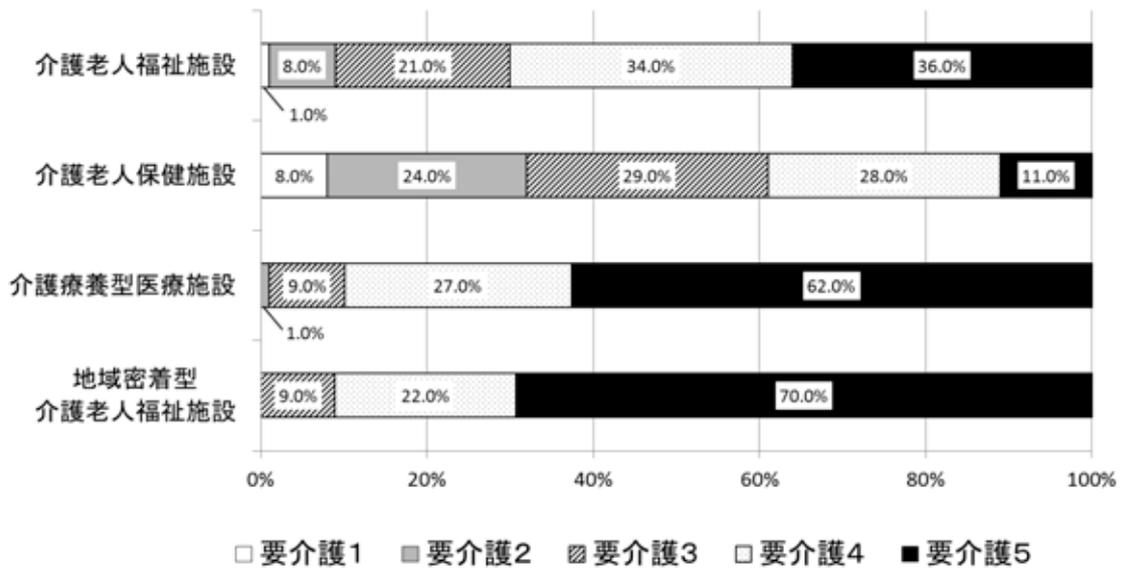
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の利用者が最も多く、全体の約6割を占め、介護老人保健施設（老人保健施設）が約3割、介護療養型医療施設（療養病床等）が約1割となっています。

利用者を要介護度別に見ると、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び介護療養型医療施設（療養病床等）では、要介護4及び5の重度の方の利用割合が多くなっています。一方、介護老人保健施設（老人保健施設）では、要介護2及び3といった中度の方の利用割合が多くなっています。

〔施設別入所者の割合〕



〔施設サービスの要介護度別利用状況〕



## 第3節

# サービスの整備と 利用見込み

新宿区は、地域包括ケア推進の観点から、小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）といった地域密着型サービスや、ショートステイなどの在宅サービスを中心に充実させます。

各サービスの利用量については、過去の利用実績、利用者の利用意向や対象者数、介護保険法の改正を踏まえた介護保険サービス事業者の動向などを考慮し見込んでいます。

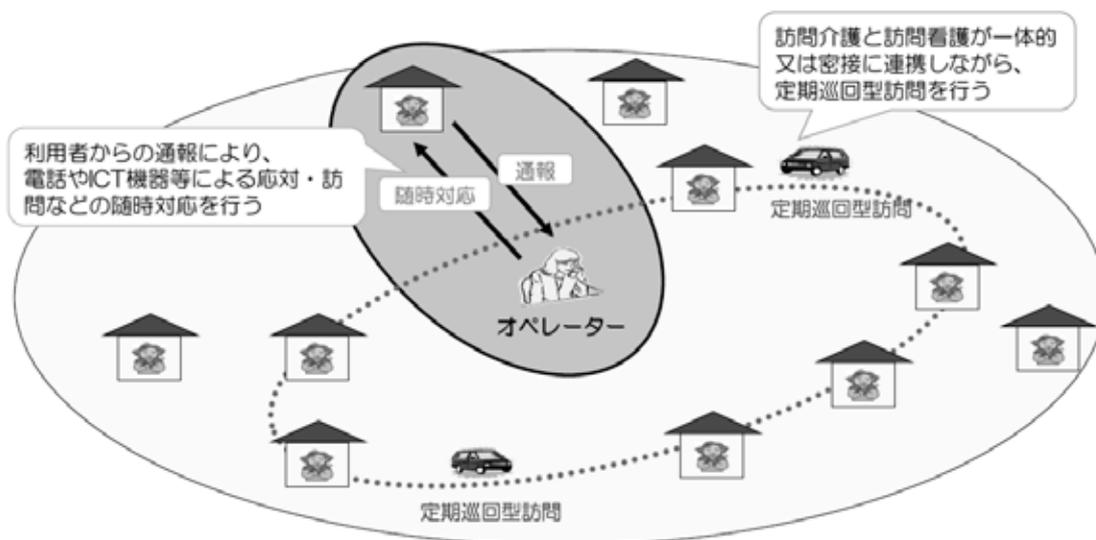
### 1 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、各区市町村が独自に整備することができる介護保険サービスであるため、今後の地域包括ケア推進の中心になると考えられます。各圏域別の整備目標は、「地域密着型サービスの整備目標」（149ページ）をご覧ください。

#### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（新設サービス）

24時間体制で在宅生活を支える「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を整備します。これは、平成22年度に実施した「高齢者の保険と福祉に関する調査」の居宅サービス利用者調査において「今後新たに利用してみたいサービス」は「24時間地域巡回型訪問サービス」であると回答した人が最も多かった（27.2%）ことや、一般高齢者調査において「自宅で暮らし続けるために必要なもの」は、「安心して住み続けられる住まい」（74.5%）に次いで「必要なときに訪問してくれる介護・看護サービス」（67.7%）と回答

#### 〔定期巡回・随時対応型訪問介護看護のイメージ〕

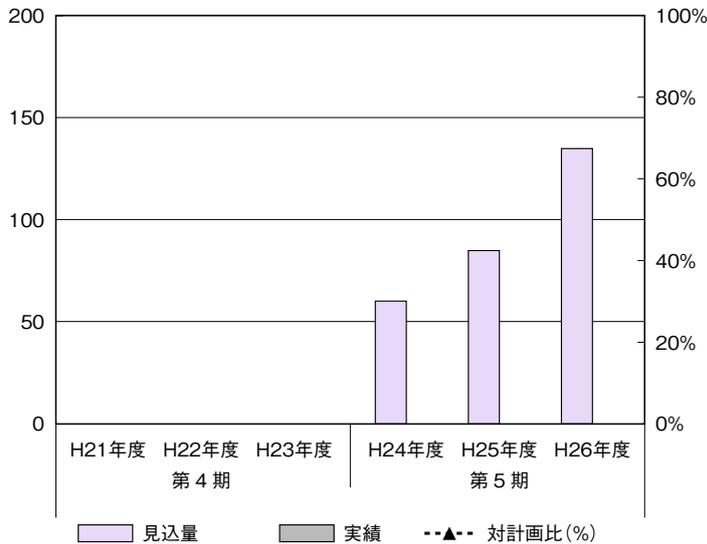


※社会保障審議会介護給付費分科会資料より

した人が多かったという結果を反映したものです。

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、平成23年度に実施した「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業」モデル事業の結果を踏まえて、利用量を見込みます。

➡定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用見込量（人／月）



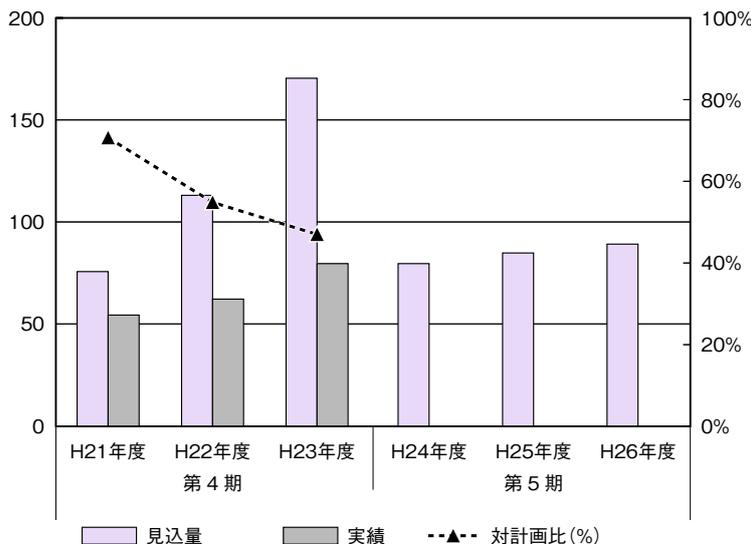
1事業所の整備につき15～30人程度の利用者を見込み、毎年約15%の利用者増があるものと見込みます。

(人/月)	第4期			第5期		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	-	-	-	60	85	135

※平成24年度からの新サービスのため、第4期の実績はない。

② 夜間対応型訪問介護

➡夜間対応型訪問介護の利用見込量（人／月）



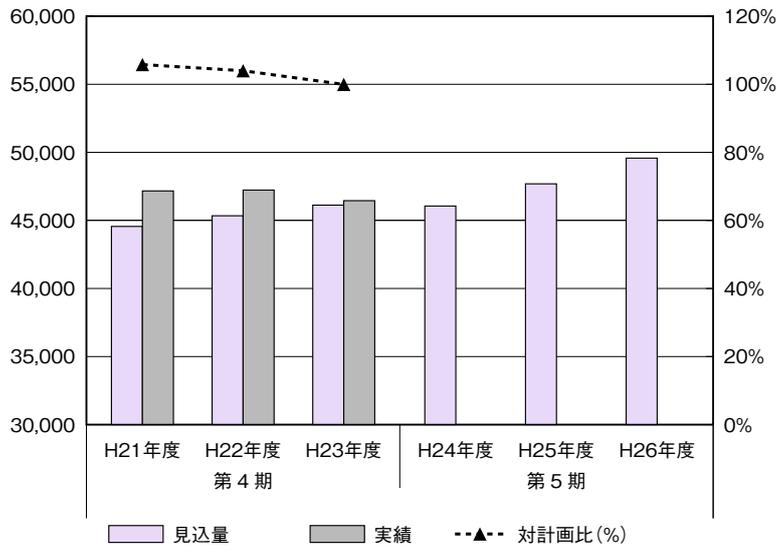
過去3年間の傾向を踏まえ、今後3年間のサービス量を見込みます。

(人/月)	第4期			第5期		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	76	113	170	80	85	90
実績	54	62	79	-	-	-
対計画比	71.1	54.9	46.5	-	-	-

※実績は年度別の利用総数を月数(12)で除した数値。平成23年度実績については、上半期(4～9月)の利用総数を月数(6)で除した数値。

### 3 認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

#### ➡認知症対応型通所介護の利用見込量(回/年)



過去3年間の傾向を踏まえ、今後3年間のサービス量を見込みます。

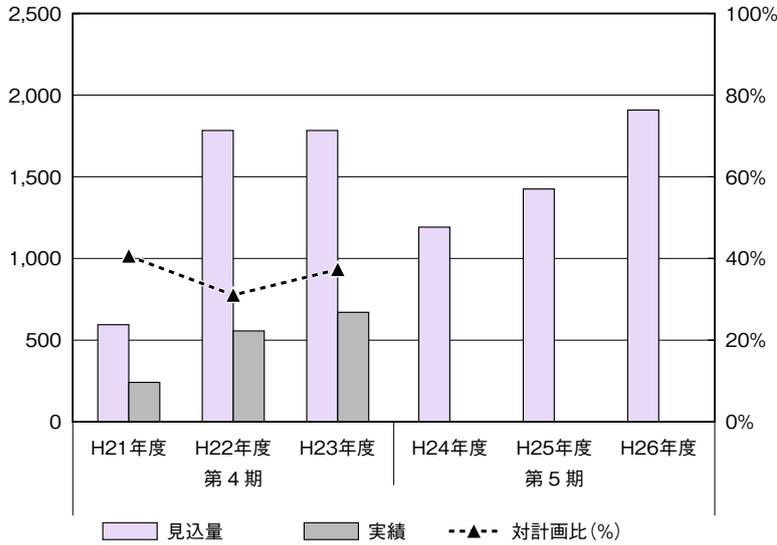
	(回/年) 対計画比 (%)	第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	見込量	44,703	45,393	46,111	45,972	47,679	49,627
	実績	47,216	47,280	46,498			
	対計画比	105.6	104.2	100.8			
予防	見込量	15	16	17	48	48	48
	実績	68	54	42			
	対計画比	453.3	337.5	247.1			
介護	見込量	44,688	45,377	46,094	45,924	47,631	49,579
	実績	47,148	47,226	46,456			
	対計画比	105.5	104.1	100.8			

※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期(4～9月)の利用総数を2倍にした数値。

#### 4 小規模多機能型居宅介護

現在、小規模多機能型居宅介護については、中央基盤整備圏域にのみ3か所が整備されています。この地域差を解消するため、公有地活用等により新たな6か所を加え、合計9か所の整備を目指します。

##### ▶小規模多機能型居宅介護の利用見込量（回／年）



平成23年度実績値において定員（74人）に対して76%（56人）の利用量があったことや、各圏域に整備する事業所の定員増分を踏まえ、予定総定員の80%の利用量があるものと見込みます。

(回/年) 対計画比 (%)	第4期			第5期			
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
合計	見込量	595	1,786	1,786	1,188	1,428	1,908
	実績	241	551	668			
	対計画比	40.5	30.9	37.4			
予防	見込量	19	58	58	60	72	84
	実績	29	41	36			
	対計画比	152.6	70.7	62.1			
介護	見込量	576	1,728	1,728	1,128	1,356	1,824
	実績	212	510	632			
	対計画比	36.8	29.5	36.6			

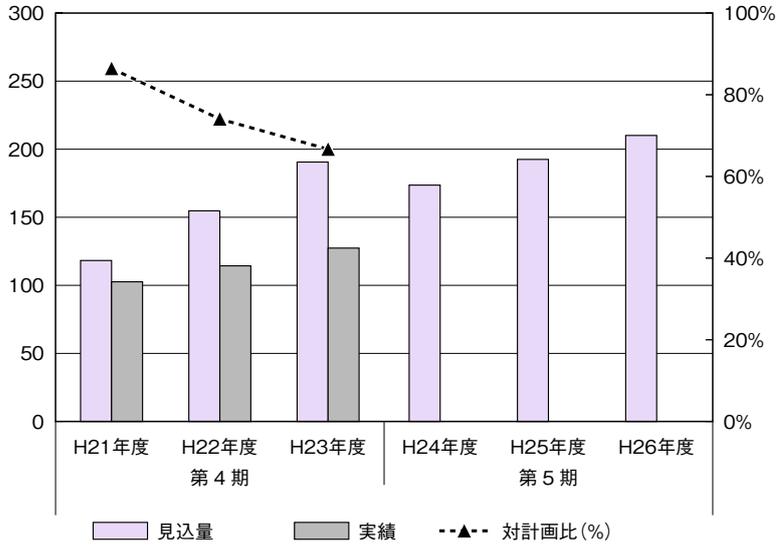
※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期（4～9月）の利用総数を2倍にした数値。

※ 介護保険法の改正により小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた「複合型サービス」が新たに創設されました。このサービスについては、利用者のニーズや参入事業者の動向を考慮し、利用は見込みません。

5 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）は、現在7か所が整備されています。公有地活用等により新たに4か所を加え、合計11か所の整備を目指します。

➡認知症対応型共同生活介護の利用見込量（人／月）



平成23年度実績値において、区内定員（117人）に対して88%（103人）の区民利用があったこと、各圏域に整備する事業所の定員増分を踏まえ、区内定員の90%を区民が利用、定員増分は全て区民が利用するものと見込みます。

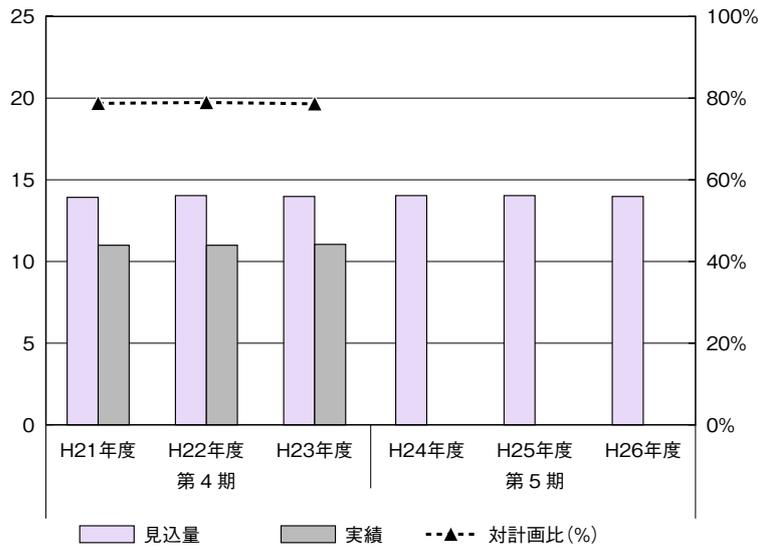
区外施設の利用者は現状のまま利用継続するものと見込みます。

	(人/月) 対計画比 (%)	第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	見込量	119	155	191	175	193	211
	実績	103	115	128			
	対計画比	86.6	74.2	67.0			
予防	見込量	1	1	2	2	2	2
	実績	0	0	0			
	対計画比	0.0	0.0	0.0			
介護	見込量	118	154	189	173	191	209
	実績	103	115	128			
	対計画比	87.3	74.7	67.7			

※実績は年度別の利用総数を月数（12）で除した数値。平成23年度実績については、上半期（4～9月）の利用総数を月数（6）で除した数値。

### 6 地域密着型特定施設入居者生活介護

#### ▶地域密着型特定施設入居者生活介護の利用見込量（人／月）



過去3年間の傾向を踏まえ、今後3年間のサービス量を見込みます。

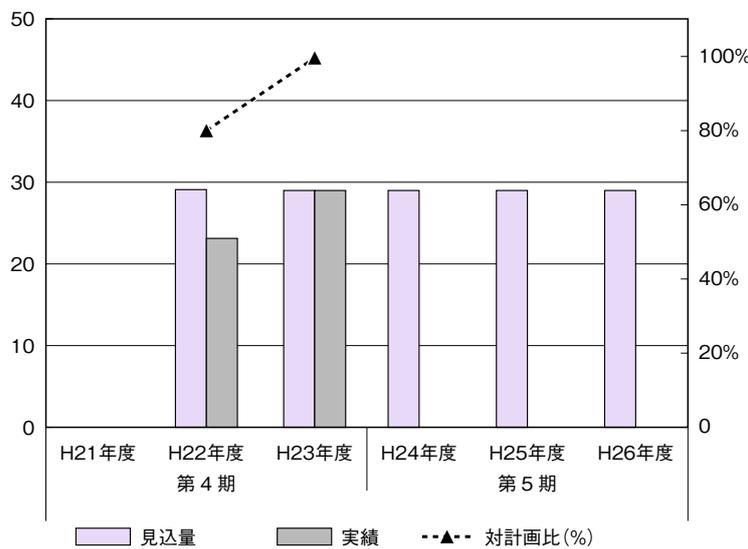
なお、第5期介護保険事業計画期間中に整備する予定はありません。

(人／月) 対計画比 (%)	第4期			第5期		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	14	14	14	14	14	14
実績	11	11	11	-	-	-
対計画比	78.6	78.6	78.6	-	-	-

※実績は年度別の利用総数を月数(12)で除した数値。平成23年度実績については、上半期(4～9月)の利用総数を月数(6)で除した数値。

### 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)

#### ▶地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用見込量（人／月）



過去3年間の傾向を踏まえ、今後3年間のサービス量を見込みます。

なお、第5期介護保険事業計画期間中に整備する予定はありません。

(人／月) 対計画比 (%)	第4期			第5期		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	0	29	29	29	29	29
実績	0	23	29	-	-	-
対計画比	-	79.3	100.0	-	-	-

※実績は年度別の利用総数を月数(12)で除した数値。平成23年度実績については、上半期(4～9月)の利用総数を月数(6)で除した数値。

〔地域密着型サービスの整備目標〕

現況(※②)と整備目標(※③)	西			中央			東			合計		備考	
	現況	整備目標	累計	現況	整備目標	累計	現況	整備目標	累計	現況	整備目標		累計
	事業所数	事業所数	利用見込数	事業所数	定員数	事業所数	定員数	事業所数	定員数	事業所数	定員数		事業所数
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	
(新設) 定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	0	1	1	0	1	1	0	1	1	1	3	3	・1事業所あたり45人程度の利用を見込む
認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	0	45	45	0	45	45	0	45	45	0	135	135	
事業所数	5	0	5	6	0	6	5	0	5	16	0	16	
定員数	58	0	58	68	0	68	58	0	58	184	0	184	
小規模多機能型居宅介護	0	3	3	3	1	4	0	2	2	3	6	9	・西圏域の西落合都市有地に、1事業所(25人)を26年度開設予定 ・中央圏域の戸山第三保育園隣園後に、1事業所(25人)を26年度開設予定
事業所数	0	75	75	74	25	99	0	50	50	74	150	224	・東圏域の原町に、1事業所(25人)を25年4月開設予定
定員数	3	1	4	2	1	3	2	2	4	7	4	11	・西圏域の西落合都市有地に、1事業所(18人)を26年度開設予定 ・東圏域の原町に、1事業所(18人)を25年4月開設予定
事業所数	54	18	72	36	18	54	27	36	63	117	72	189	
定員数	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
事業所数	14	0	14	0	0	0	0	0	0	14	0	14	
定員数	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	
事業所数	0	0	0	29	0	29	0	0	0	29	0	29	
定員数	0	0	0	18	18	36	0	0	0	18	18	36	

※①介護保険事業計画においては、介護保険サービスの基整備圏域を西、中央、東の3つに分割している。

西：落合第一特別出張所・落合第二特別出張所・柏木特別出張所・角管特別出張所

中央：若松町特別出張所・大久保特別出張所・戸塚特別出張所

東：四谷特別出張所・雑司町特別出張所・榎町特別出張所

※②平成23年10月1日現在

※③平成24年度から平成26年度の整備目標であり、サービス利用見込量とは異なる。

場所別整備予定

場所	小規模多機能	グループホーム	ショートステイ	開設予定
西落合都市有地活用(西圏域)	25人	18人	20人	平成26年度
戸山第三保育園隣園後活用(中央圏域)	25人	—	—	平成26年度
原町(東圏域)	25人	18人	—	平成25年4月

## 2 在宅サービス

在宅サービスについては、過去の利用実績をもとにし、これに利用者の利用意向や対象者数、介護保険サービス提供事業者の動向などを考慮し、その利用量を見込んでいます。

区民ニーズに対して不足している短期入所生活介護（ショートステイ）については、公有地を活用して整備を進めます。

### 1 訪問介護（ホームヘルプサービス）

#### ➡訪問介護の利用見込量（介護予防サービス：人／年、介護サービス：回／年）

	(人・回/年) 対計画比(%)	第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
予防	見込量	16,726	17,770	18,670	19,716	21,696	23,868
	実績	15,631	17,133	17,928			
	対計画比	93.5	96.4	96.0			
介護	見込量	654,064	657,775	663,191	720,977	761,308	776,428
	実績	579,582	598,574	605,946			
	対計画比	88.6	91.0	91.4			

過去3年間の実績から、増加傾向が継続すると見込みます。

※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期（4～9月）の利用総数を2倍にした数値。

### 2 訪問入浴介護

#### ➡訪問入浴介護の利用見込量（回／年）

	(回/年) 対計画比(%)	第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	見込量	17,939	18,652	18,682	18,160	18,935	19,630
	実績	17,013	18,657	17,874			
	対計画比	94.8	100.0	95.7			
予防	見込量	32	34	35	48	48	48
	実績	124	61	50			
	対計画比	387.5	179.4	142.9			
介護	見込量	17,907	18,618	18,647	18,112	18,887	19,582
	実績	16,889	18,596	17,824			
	対計画比	94.3	99.9	95.6			

過去3年間の実績から、微増傾向が継続すると見込みます。

※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期（4～9月）の利用総数を2倍にした数値。

### 3 訪問看護

#### ➡訪問看護の利用見込量（回／年）

	(回/年) 対計画比(%)	第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	見込量	55,817	58,889	59,998	55,666	59,407	63,671
	実績	47,674	47,851	50,918			
	対計画比	85.4	81.3	84.9			
予防	見込量	2,925	3,288	3,385	3,786	4,063	4,383
	実績	2,691	2,936	3,224			
	対計画比	92.0	89.3	95.2			
介護	見込量	52,892	55,601	56,613	51,880	55,344	59,288
	実績	44,983	44,915	47,694			
	対計画比	85.0	80.8	84.2			

過去3年間の実績から、増加傾向が継続すると見込みます。

※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期（4～9月）の利用総数を2倍にした数値。

#### 4 訪問リハビリテーション

##### ➔訪問リハビリテーションの利用見込量（日／年）

(日/年) 対計画比(%)		第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	見込量	14,245	14,449	14,436	51,786	59,669	68,745
	実績	30,524	39,706	43,408			
	対計画比	214.3	274.8	300.7			
予防	見込量	456	491	505	1,975	2,301	2,608
	実績	1,314	1,513	1,748			
	対計画比	288.2	308.1	346.1			
介護	見込量	13,789	13,958	13,931	49,811	57,368	66,137
	実績	29,210	38,193	41,660			
	対計画比	211.8	273.6	299.0			

過去3年間の実績から、増加傾向が継続すると見込みます。

※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期（4～9月）の利用総数を2倍にした数値。

#### 5 居宅療養管理指導

##### ➔居宅療養管理指導の利用見込量（人／月）

(人/月) 対計画比(%)		第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	見込量	1,196	1,224	1,251	2,214	2,498	2,816
	実績	1,572	1,771	1,910			
	対計画比	131.4	144.7	152.7			
予防	見込量	177	181	185	159	175	192
	実績	106	126	138			
	対計画比	59.9	69.6	74.6			
介護	見込量	1,019	1,043	1,066	2,055	2,323	2,624
	実績	1,466	1,645	1,772			
	対計画比	143.9	157.7	166.2			

過去3年間の実績から、増加傾向が継続すると見込みます。

※実績は年度別の利用総数を月数（12）で除した数値。平成23年度実績については、上半期（4～9月）の利用総数を月数（6）で除した数値。

#### 6 通所介護（デイサービス）

##### ➔通所介護（デイサービス）の利用見込量

（介護予防サービス：人／年、介護サービス：回／年）

(人・回/年) 対計画比(%)		第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
予防	見込量	5,608	6,491	6,966	11,424	13,140	15,108
	実績	6,297	7,850	9,138			
	対計画比	112.3	120.9	131.2			
介護	見込量	161,503	172,491	176,031	254,421	284,381	317,763
	実績	173,728	192,906	208,094			
	対計画比	107.6	111.8	118.2			

過去3年間の実績から、増加傾向が継続すると見込みます。

※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期（4～9月）の利用総数を2倍にした数値。

#### 7 通所リハビリテーション

##### ➔通所リハビリテーションの利用見込量

（介護予防サービス：人／年、介護サービス：回／年）

(人・回/年) 対計画比(%)		第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
予防	見込量	1,060	1,141	1,175	912	912	912
	実績	915	952	874			
	対計画比	86.3	83.4	74.4			
介護	見込量	28,248	29,193	29,835	25,765	26,270	26,777
	実績	24,946	24,061	24,464			
	対計画比	88.3	82.4	82.0			

過去3年間の傾向を踏まえ、今後3年間のサービス量を見込みます。

※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期（4～9月）の利用総数を2倍にした数値。

## 8 短期入所生活介護(ショートステイ)

### ▶短期入所生活介護の利用見込量(日/年)

(日/年) 対計画比(%)	第4期			第5期			
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
合計	見込量	23,378	24,318	25,178	27,311	28,238	36,986
	実績	24,894	25,454	26,482			
	対計画比	106.5	104.7	105.2			
予防	見込量	320	343	353	528	612	792
	実績	301	367	432			
	対計画比	94.1	107.0	122.4			
介護	見込量	23,058	23,975	24,825	26,783	27,626	36,194
	実績	24,593	25,087	26,050			
	対計画比	106.7	104.6	104.9			

過去3年間の実績から、増加傾向が継続すると見込みます。

その上で平成26年度には単独型事業所が1所開設すると想定し、定員増加分の利用を見込みます。

※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期(4～9月)の利用総数を2倍にした数値。

## 9 短期入所療養介護

### ▶短期入所療養介護の利用見込量(日/年)

(日/年) 対計画比(%)	第4期			第5期			
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
合計	見込量	16,203	16,286	15,687	10,054	10,054	10,054
	実績	12,656	11,339	10,194			
	対計画比	78.1	69.6	65.0			
予防	見込量	348	376	387	36	36	36
	実績	102	66	20			
	対計画比	29.3	17.6	5.2			
介護	見込量	15,855	15,910	15,300	10,018	10,018	10,018
	実績	12,554	11,273	10,174			
	対計画比	79.2	70.9	66.5			

過去3年間の傾向を踏まえ、今後3年間のサービス量を見込みます。

※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期(4～9月)の利用総数を2倍にした数値。

## 10 特定施設入居者生活介護

### ▶特定施設入居者生活介護の利用見込量(人/月)

(人/月) 対計画比(%)	第4期			第5期			
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
合計	見込量	695	795	895	1,022	1,155	1,305
	実績	725	807	875			
	対計画比	104.3	101.5	97.8			
予防	見込量	82	93	106	102	116	131
	実績	70	82	93			
	対計画比	85.4	88.2	87.7			
介護	見込量	613	702	789	920	1,039	1,174
	実績	655	725	782			
	対計画比	106.9	103.3	99.1			

過去3年間の実績から、増加傾向が継続すると見込みます。

※実績は年度別の利用総数を月数(12)で除した数値。平成23年度実績については、上半期(4～9月)の利用総数を月数(6)で除した数値。

## 11 福祉用具貸与

### ▶福祉用具貸与の利用見込量(人/月)

(人/月) 対計画比(%)	第4期			第5期			
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
合計	見込量	2,613	2,758	2,787	3,411	3,672	3,962
	実績	2,663	2,981	3,140			
	対計画比	101.9	108.1	112.7			
予防	見込量	181	194	200	595	715	857
	実績	261	381	458			
	対計画比	144.2	196.4	229.0			
介護	見込量	2,432	2,564	2,587	2,816	2,957	3,105
	実績	2,402	2,601	2,682			
	対計画比	98.8	101.4	103.7			

過去3年間の実績から、増加傾向が継続すると見込みます。

※実績は年度別の利用総数を月数(12)で除した数値。平成23年度実績については、上半期(4～9月)の利用総数を月数(6)で除した数値。

## 12 特定福祉用具販売

### ▶特定福祉用具販売の利用見込量（人／年）

(人/年) 対計画比(%)		第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	見込量	1,483	1,524	1,510	1,116	1,116	1,116
	実績	1,151	1,171	1,028			
	対計画比	77.6	76.8	68.1			
予防	見込量	464	477	473	276	276	276
	実績	268	297	264			
	対計画比	57.8	62.3	55.8			
介護	見込量	1,019	1,047	1,037	840	840	840
	実績	883	874	764			
	対計画比	86.7	83.5	73.7			

過去3年間の傾向を踏まえ、今後3年間のサービス量を見込みます。

※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期（4～9月）の利用総数を2倍にした数値。

## 13 住宅改修

### ▶住宅改修の利用見込量（人／年）

(人/年) 対計画比(%)		第4期			第5期		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	見込量	962	995	1,027	900	912	948
	実績	837	815	842			
	対計画比	87.0	81.9	82.0			
予防	見込量	211	218	225	336	348	384
	実績	285	218	292			
	対計画比	135.1	100.0	129.8			
介護	見込量	751	777	802	564	564	564
	実績	552	597	550			
	対計画比	73.5	76.8	68.6			

過去3年間の傾向を踏まえ、今後3年間のサービス量を見込みます。

※実績は年度別の利用総数。平成23年度実績については、上半期（4～9月）の利用総数を2倍にした数値。

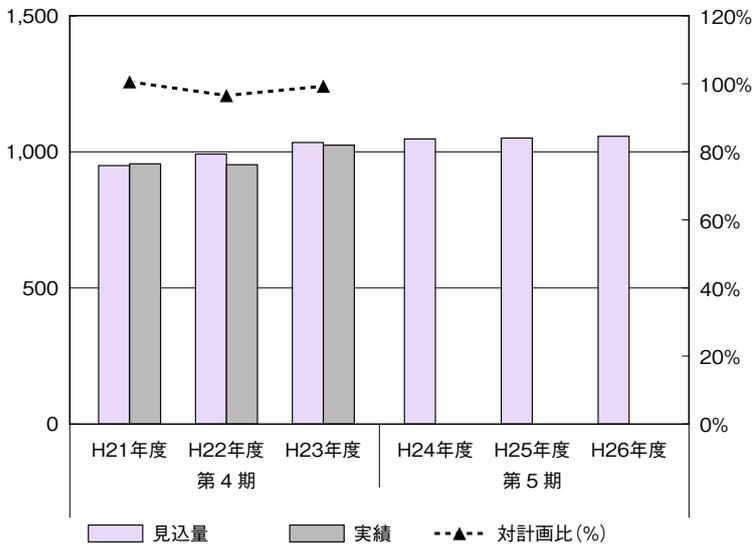
### 3 施設サービス

施設サービスについては、過去の利用実績をもとにし、これに利用者の利用意向や対象者数、施設整備事業者の動向や公有地活用の可能性などを考慮し、その利用量を見込んでいます。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、入所待機者が減らない状況を踏まえ、平成23年度に「特別養護老人ホームにおける待機者の実態等に関する調査研究事業」を実施しました。その分析結果に基づき、156ページに「4. 特別養護老人ホーム待機者への支援と整備」としてまとめました。

#### ① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

##### ➡介護老人福祉施設の利用見込量（人／月）



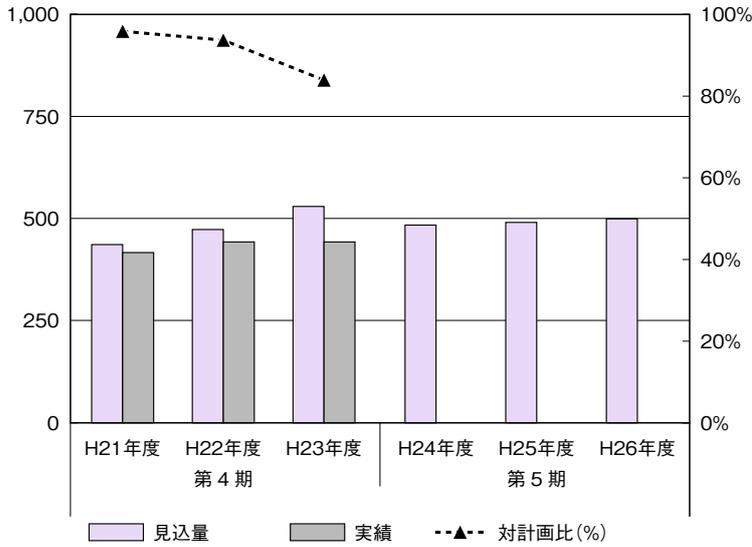
平成26年度までに区内で開設予定の施設がないことを踏まえて、計画期間中の利用量を見込みます。

(人/月) 対計画比 (%)	第4期			第5期		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	956	995	1,033	1,048	1,051	1,053
実績	959	960	1,027			
対計画比	100.3	100.0	99.4			

※実績は年度別の利用総数を月数（12）で除した数値。平成23年度実績については、上半期（4～9月）の利用総数を月数（6）で除した数値。

## ② 介護老人保健施設(老人保健施設)

### ➡介護老人保健施設の利用見込量(人/月)



区外施設利用分が微増傾向を示していることから、今後もこの傾向が継続するものと見込みます。

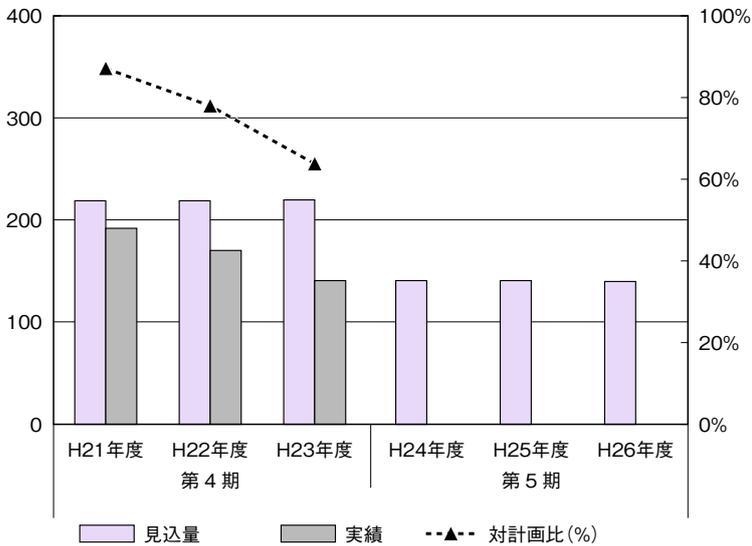
なお、第5期介護保険事業計画期間中に新設する予定はありません。

(人/月) 対計画比(%)	第4期			第5期		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	440	475	530	482	492	498
実績	421	446	444	-	-	-
対計画比	95.7	93.9	83.8	-	-	-

※実績は年度別の利用総数を月数(12)で除した数値。平成23年度実績については、上半期(4~9月)の利用総数を月数(6)で除した数値。

## ③ 介護療養型医療施設

### ➡介護療養型医療施設の利用見込量(人/月)



現在、区内にこの施設はありません。また、制度改正による6年後の廃止に向け、平成24年4月以降の新規指定は認められなくなります。

このため、第5期介護保険事業計画期間中は、現在の利用者(すべて区外施設を利用)が継続して利用するものと見込みます。

(人/月) 対計画比(%)	第4期			第5期		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
見込量	220	220	220	141	141	141
実績	192	171	141	-	-	-
対計画比	87.3	77.7	64.1	-	-	-

※実績は年度別の利用総数を月数(12)で除した数値。平成23年度実績については、上半期(4~9月)の利用総数を月数(6)で除した数値。

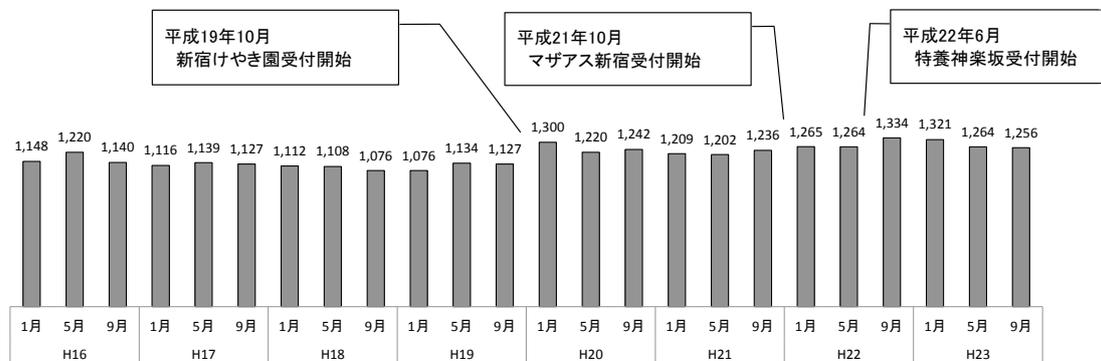
## 4 特別養護老人ホーム待機者への支援と整備

(平成23年12月「特別養護老人ホームにおける待機者の実態等に関する調査研究事業報告書」から)

区は、平成15年度から特別養護老人ホームの入所について「新宿区介護老人福祉施設入所指針」に基づき、入所の必要性を点数化し、点数の高い人が優先的に入所できるよう、優先入所システムによる入所調整を行っています。

平成23年9月末日現在、新宿区内には1,256人の方が「入所待機者」として特別養護老人ホームの利用申請をしています。この数は、特別養護老人ホームが新設される時期に合わせて待機者が増加するという傾向を示しつつも、優先入所システムの運用を始めた平成15年度から、概ね1,200人前後で推移しています。

〔特別養護老人ホーム入所待機者数の推移〕



今回の調査研究によって、優先入所システムに基づいた特別養護老人ホームへの入所は、必要性の高い人が優先的かつ適切に入所していることが明らかになりました。一方で、多くの区民が「必要な時に入所できない」、「待機期間が長期期間にわたる」と考え、すぐには入所する意思がない方も特別養護老人ホームの入所申込みをしている事例も少なからずあることが分かりました。

このような、いわば特別養護老人ホーム入所に関しての不安や誤解を払拭し、住み慣れた地域・住居で安心して生活ができ、入所が必要な人が必要に応じて入所できるようになることを目標として、今後は以下のことに取り組みます。

### ① 申込者・待機者の不安を解消する適切な相談・支援の強化

- 調査では「真に入所が必要な人」の大半は1か月から1年以内に入所していることが分かりました。一方、入所調整点数の低い方は、優先入所と判断される点数にならなければ入所できません。また、特別養護老人ホームは医療機関ではないため、入所調整点数が高くても、医療の必要性の高い方は入所できません。入所申込みの窓口となる高齢者総合相談センターにおいては、申込受付時にこのような入所実態について懇切丁寧かつ適切に説明し、同時に、在宅生活を過ごす上での課題等を明らかにし、地域包括ケアの視点からの相談・支援を行っていきます。

- 入所待機中の高齢者に対しては、高齢者総合相談センターが待機中の状況変化等を定期的に把握し、必要に応じて適切な相談・支援につなげていきます。
- 優先入所システムについては、認知症の状態・介護の困難度がよりの確に反映されるよう、入所調整基準の見直しや入所申込みから速やかに入所できるように事務改善を行い、公正・公平なシステムの運用を図っていきます。また、総合相談・支援のための有効なツールとして優先入所システムを活用します。

## ② 特別養護老人ホーム整備のあり方

- 今後の特別養護老人ホームの整備については、高齢者数や要介護認定者数の増加に対応し、在宅生活が困難になったときのセーフティネットとして十分に機能する適切な整備数を検討します。
- 入所申込者のうち、「真に入所が必要な人」の待機の期間をできるだけ短縮し、入所を必要としたときになるべく早く入所できることを目標に整備数を検討します。
- 特別養護老人ホームを建設する用地の確保は極めて困難なため、公有地の活用による計画的な整備を行います。

## ③ 特別養護老人ホームのあり方をめぐる今後の議論として

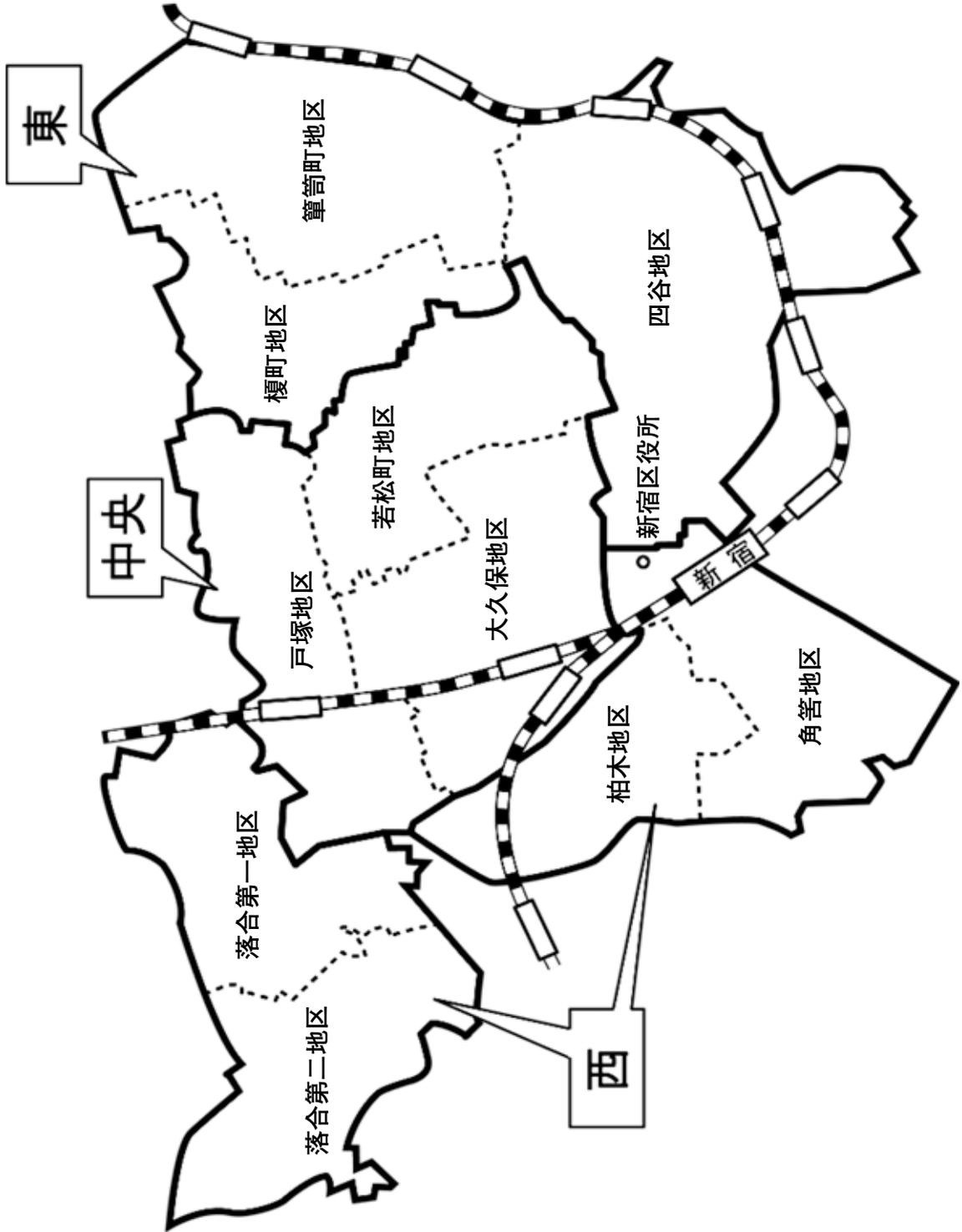
- 医療の必要性の高い方の入所については、平成24年施行の法改正により、一定の条件のもと「介護福祉士によるたんの吸引や胃ろう等経管栄養の実施」が可能になりますので、制度面での条件整備が進みます。
- 区は平成19年度から、医療処置を必要とする入所者受け入れを促進するため、施設への補助を独自に行っています。今後は、医療機関との役割区分、介護保険施設それぞれの機能・役割等の国における議論等を踏まえ、医療の必要性の高い方の入所について検討していきます。
- これまでの生活の継続を尊重し、一つのベッドを何人かで分け合い、1年間の中で必要に応じて在宅サービスと施設サービスを相互に利用する仕組みなど、特別養護老人ホームが、地域の高齢者の在宅生活を支える拠点の役割を担うという観点から、特別養護老人ホームのさまざまな可能性についても検討していきます。

〔介護保険サービスの基盤整備の現状〕

区分	サービス類型	西			中央			東			定義	合計	事業所数	
		事業所(施設)名称	介護予防	定員	事業所(施設)名称	介護予防	定員	事業所(施設)名称	介護予防	定員				
施設 居住系サービス	介護老人福祉施設(特別介護老人ホーム)	北新宿特別介護老人ホーム	80		特別介護老人ホーム新堀けやき園	100		特別介護老人ホームあかね苑	60		60		6	
		特別介護老人ホーム 聖母ホーム	80					特別介護老人ホーム 神楽坂	81		81		451	
	介護老人保健施設(老人保健施設)	アライブ白		40		介護老人保健施設 フォレスト西早稲田			介護老人保健施設 デンマークイン新宿	160		160		3
		グラタダ哲学堂公園		64				介護老人保健施設 マイウェイ四谷	64		64			
	特定施設入居者生活介護	グラタダ目白・新宿		36				カニハレス四谷香雪館	95		95			
		ねむの木		32				しまやホーム飯田橋	42		42			
		ひまわりホーム新宿		26				パールヴィラ新宿御苑						
		リアンレールウエスタ新宿		119										
		北新宿特別介護老人ホーム		10		小規模特別介護老人ホーム マザアス新宿								
		短期入所生活介護(ショートステイ)	短期入所施設 聖母ホーム		20		ショートステイ新堀けやき園			ショートステイ 神楽坂				
居宅 通所系サービス	通所リハビリテーション				介護老人保健施設 フォレスト西早稲田			特別介護老人ホーム					7	
					コンフォカリーディングケアセンター			特別介護老人ホーム あかね苑					60	
	通所介護(デイサービス)	アクティブラザザ高田馬場		10		助川クリニック通所リハビリテーション			介護老人保健施設 マイウェイ四谷					5
		花実 静庵庵		35		新堀区立東戸山高齢者在宅サービスセンター			アクティブラザザ早稲田					10
		北新宿高齢者在宅サービスセンター		40		新堀区立西戸山高齢者在宅サービスセンター			アビリティーズデイサービス早稲田					30
		ケアトラスト デイサービス一期の家 西落合		40		たつのみデイサービス			神楽坂介護リハビリセンター					10
		茶話本舗デイサービス落合		10		デイサービス ハミッツ			神楽坂 静庵庵					40
		デイサービス オンリーワン		10		デイサービス ヨウコウ早稲田			高齢者在宅サービスセンター あかね苑					45
		デイサービスセンターエールヘルプ西落合		33		デイサービス センター ゆあはみず			総合福祉 シューク神楽坂					60
		デイサービスセンターなごやが新宿		35		デイサービスセンターなごやが曙橋			デイサービスセンター なごやが新宿御苑					10
デイサービスなごや 北新宿		10		デイサービスセンター健康倶楽部新宿			デイサービスセンター なごやが飯田橋					35		
地域密着型特定施設入居者介護 地域密着型介護老人福祉施設(特別介護老人ホーム)	中落合高齢者在宅サービスセンター		40		ハナソニック エイジフリー西落合デイセンター			デイサービスセンター 神楽坂					25	
	ハナソニック		27		富士デイサービス			デイサービスセンター 静庵庵					30	
	ふくろうの家 新宿西落合		10		ほっとステーション			デイサービスセンター なごやが飯田橋					25	
	白くろの寮 落合第二		10		ルーツ支援センター			デイサービスセンター 神楽坂					27	
	目白介護リハビリセンター		14					日生デイサービスセンター夏目坂					10	
	リアンレールウエスタ高田馬場		10					万寿館 静庵庵					10	
	リハビリデイサービスnagomi 新宿落合店		15					リハビリデイサービスnagomi 神楽坂店					15	
	北新宿高齢者在宅サービスセンター		12		新宿区立西戸山高齢者在宅サービスセンター			若葉高齢者在宅サービスセンター					40	
	デイサービスセンター聖母ホーム		12		デイサービスセンター 新堀けやき園			神楽坂 静庵庵					10	
	中落合高齢者在宅サービスセンター		12		原町高齢者在宅サービスセンター			高齢者在宅サービスセンター あかね苑					12	
夜間対応型訪問介護 小規模多機能型居宅介護	やわらか中落合		10		ほっとステーション			細工町高齢者在宅サービスセンター					12	
	和楽 静庵庵		12		より処 まんまる庵			日生デイサービスセンター きずな					12	
					ハッピー新堀・夜間対応型訪問介護			若葉高齢者在宅サービスセンター					12	
					コンフォカリーディングケアセンター									
					小規模多機能型居宅介護									
					ほっとステーション ららら									
					グルーブホームつじ									
					より処 ぬくみ くるみ									
					グルーブホームなごみ 西落合									
					せらび新宿									
地域密着型特定施設入居者介護 地域密着型介護老人福祉施設(特別介護老人ホーム)	せらび新宿		14										14	
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護												1	
	小規模多機能型居宅介護													74
														3
	認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)													18
														9
	地域密着型特定施設入居者介護 地域密着型介護老人福祉施設(特別介護老人ホーム)													14
														29

※ 掲載している事業所及び定員は、「ハートベージ介護サービス事業者ガイドブック2011年・新宿区版」(2011年5月発行)は、ワムネット(平成23年10月1日現在)等の情報による。掲載順は、50音順としている。  
 ※ 介護予防欄の記載について、「介のみ」は、介護保険サービスのみを提供していること、「予のみ」は、介護予防サービス及び介護予防サービスを併せて提供していること、「介・予」は、介護保険サービス及び介護予防サービスを併せて提供していることを示している。  
 ※ 定員は、各サービス事業所の定員であり、区民のサービスの利用定員が異なるため、最大定員を掲載している。  
 ※ 通所介護は、曜日により利用定員が異なるため、最大定員を掲載している。

〔新宿区の基盤整備圏域地図〕



## 第4節

# 地域支援事業

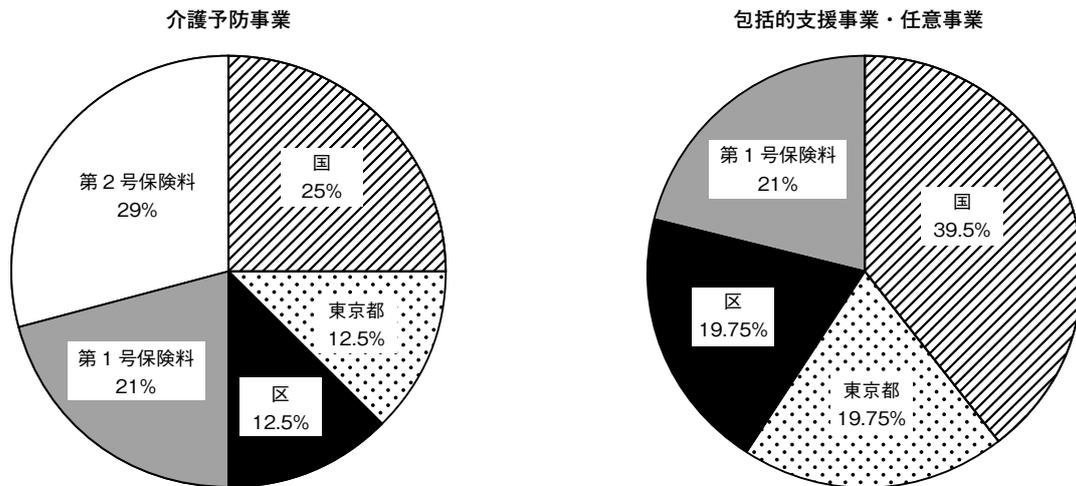
### 1 地域支援事業の制度

「地域支援事業」は、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメントを強化する観点から、区が主体となって実施する事業として平成18年度に創設されました。

地域支援事業は、①介護予防事業（要支援、要介護になる可能性が高い高齢者を対象とする介護予防事業）、②包括的支援事業（総合相談支援事業、包括的・継続的ケアマネジメント等）、③任意事業（介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業等）の3事業で構成されます。

地域支援事業に要する経費は、政令により給付見込額の3%が上限とされ、この金額をもとに交付金が交付されます。地域支援事業の財源構成は、以下のとおりです。

〔地域支援事業の財源構成〕



### 2 新宿区の地域支援事業

新宿区の地域支援事業は、介護予防事業と包括的支援事業の2つの事業から構成されています。なお、平成22年度から、区の一般財源により包括的支援事業を実施する高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）を機能強化しています。

平成24年度から、保険者の判断によって予防給付と生活支援サービスの総合的な実施が可能になる制度として「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されますが、区は、これまでに介護予防事業及び保険外サービスの充実が図られていることから、「介護予防・日常生活総合事業」の導入は行わないこととしました。

### 3 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費に要する経費のうち、政令で定める範囲で地域支援事業交付金が交付されます。交付金の見込額は、以下のとおりです。

#### 〔地域支援事業交付金の見込額〕

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防事業	191,900,000円	209,239,000円	228,111,000円
給付見込額に対する割合	1.00%	1.02%	1.04%
包括的支援事業	382,471,000円	403,497,000円	428,117,000円
給付見込額に対する割合	2.00%	1.98%	1.96%
合計	574,371,000円	612,736,000円	656,228,000円
給付見込額に対する割合	3.00%	3.00%	3.00%

※給付見込額に対する割合は、小数点第3位を四捨五入した。

### 4 地域支援事業の内容

#### 〔地域支援事業の規模と経費〕

経費単位：千円

事業名	規模単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		規模	経費	規模	経費	規模	経費	
介護予防事業			191,900		209,239		228,111	
生活機能評価事業	生活機能評価の実施、2次予防事業対象者の選定	2次予防事業対象者選定数	3,500	61,901	3,500	61,901	3,500	61,901
通所型介護予防事業 (介護予防教室)	筋力向上トレーニング教室(マシンあり)	人/年	192	81,165	2,000	132,317	2,000	133,939
	筋力向上トレーニング教室(マシンなし)	人/年	144					
	転倒予防教室	人/年	96					
	水中運動教室	人/年	64					
	総合的予防改善教室	人/年	330					
	低栄養改善教室	人/年	96					
	口腔機能改善教室	人/年	96					
介護予防普及啓発事業	認知症予防教室	人/年	160	45,863				
	尿漏れ改善教室	人/年	48					
	筋力トレーニング	人/年	112					
	筋力バランストレーニング(座位中心)	人/年	200					
	筋力バランストレーニング(立位中心)	人/年	460					
	認知・うつ閉じこもり予防事業	—	—					
地域介護予防活動支援事業	地域での継続的介護予防活動に対する支援	—	2,971	—	15,021	—	32,271	
介護予防一般高齢者施策評価事業	—	—	—	—	—	—	—	
包括的支援事業			382,471		403,497		428,117	
介護予防ケアマネジメント事業	高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)事業	—	382,471	—	403,497	—	428,117	
総合相談・権利擁護事業								
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業								
地域支援事業 合計			574,371		612,736		656,228	

※ 規模、経費を数値で表現しにくい事業は「—」と表示

## 第5節

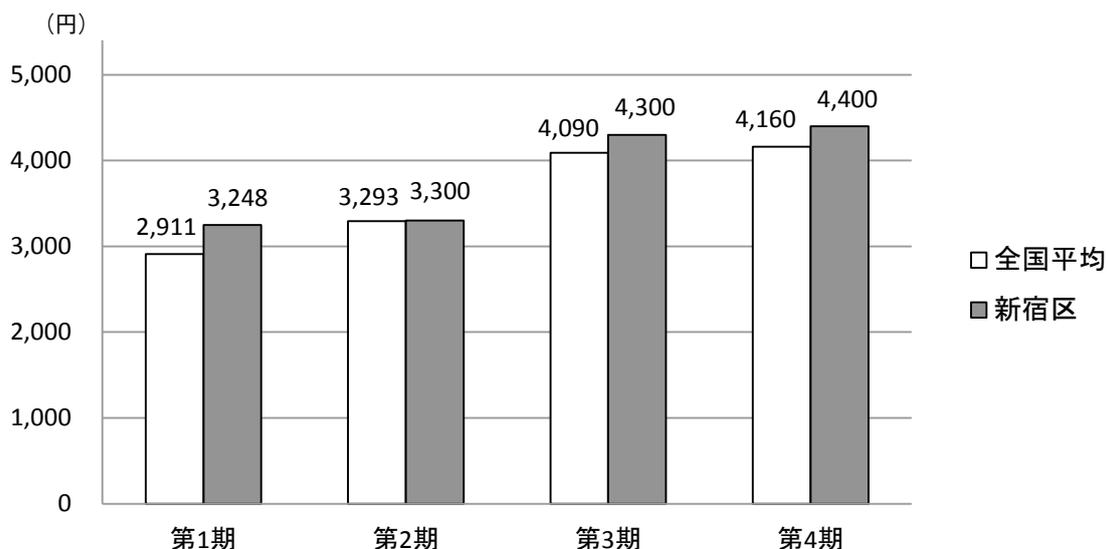
# 第1号被保険者の保険料

### 1 給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、区市町村（保険者）ごとに決められ、額は、その区市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。従って、区の介護保険料は、介護保険事業計画期間中のサービス（給付費）の利用見込量に応じたものとなります。サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減少すれば下がることになります。

全国平均の介護保険料基準額は、第1期の月額2,911円から第4期は月額4,160円と約1.4倍になりました。一方、新宿区の保険料基準額（以下「保険料基準額」という）は、第1期の月額3,248円から第4期は月額4,400円に上昇しました。

〔平成23年度までの介護保険料基準額（月額）の推移〕



### 2 第5期介護保険料

#### 1 第5期の総給付費の見込み

第5期の介護保険料を上昇させる最大の要因は、サービス利用量の増加と、それに伴う総給付費の増加です。

85歳以上人口の増加等、高齢化の進展に伴う要介護認定者の増加のほか、居宅サービス給付費の増加、地域密着型サービスなどの充実といったさまざま要因から、サービス利用量は大幅な増加が見込まれます。このほか、介護報酬の改定や地域区分の見直し、第1号被保険者の総給付費に対する負担率の改正も保険料の上昇要因になります。

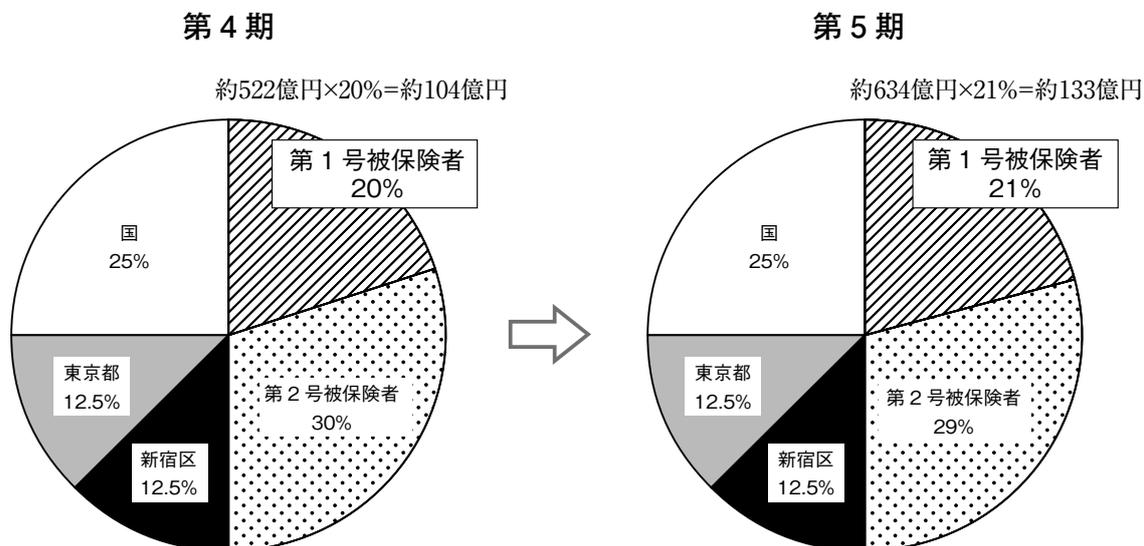
以上の要因から、第5期の総給付費は、第4期の約522億円から2割程度増加し、約634億円と見込みます。このうち21%（約133億円）が第1号被保険者負担分となり、ここか

ら算出される第5期の保険料基準額は、月額5,890円程度になります。

【介護保険料の上昇要因】

- ① 要介護認定者数の増加（平成23年10月実績：11,435人から平成26年10月推計：12,505人へ）
- ② 85歳以上人口の増加（平成23年10月実績：8,665人から平成26年10月推計：9,733人へ）
- ③ 居宅サービス給付費上位3サービスの増加傾向（第3期中の伸び率：3.9%から第4期中の伸び率：14.2%へ）
- ④ 地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの導入、認知症高齢者グループホーム整備など）の充実
- ⑤ 在宅サービス（ショートステイ）の充実
- ⑥ 介護報酬の改定（+1.2%）
- ⑦ 第1号被保険者の総給付費負担率の改定（第4期：20%から第5期：21%へ）

〔介護保険の財源構成（居宅サービス）〕



② 介護給付費準備基金の活用

第4期計画期間中の保険料余剰金「介護給付費準備基金※」9億円を、第5期の保険料を下げるために活用すると、月額約400円の抑制効果があります。

※介護給付費準備基金

介護保険料については、中期財政運営（3年間）を行うことにより、通常、初年度に計画期間に剰余金が生じることが見込まれ、当該剰余金を財源として2年度目または3年度目の給付費に充てることとなる。その際の当該剰余金について適切に管理する必要があるため、保険者はこの剰余金を管理するための基金を設置するものとされている。

### ③ 財政安定化基金の活用

平成23年6月22日に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により介護保険法を改正し、政令で定めるところにより都道府県に設置されている「財政安定化基金※」を取り崩すことが可能となりました。

区に交付される金額は、約1億9,500万円と示されており、これを第5期の保険料を下げることに活用すると、月額約90円の抑制効果があります。

#### ※財政安定化基金

介護保険財政に不足が生じたことになった場合に、区市町村に貸出・交付される仕組みとして、国、都道府県、区市町村が3分の1ずつ負担し、都道府県に設置されている。

第3期以降、貸付率が大きく低下していることなどから、第5期については財政安定化基金の余裕分を取り崩し、第1号保険料の上昇の緩和等に活用することとなった。

### ④ 第5期の保険料基準額(平成24年度～平成26年度)

以上のことから、最終的な保険料基準額は、月額5,400円となります。

	増減額	保険料基準額
総給付費見込額から算出	—	5,890円
介護給付費準備基金の抑制効果	▲400円	5,490円
財政安定化基金の抑制効果	▲90円	<b>5,400円</b>

### 3 第5期の保険料段階

区は、負担能力に応じた負担割合とする考え方に基づき、第4期には12段階の多段階設定を行うなど、きめ細やかな保険料段階設定を実施しています。

第5期については、保険料基準額が上昇することから、この考え方をさらに推し進め、14段階の保険料段階設定としました。

#### ① 低所得層の負担軽減

低所得層の負担軽減を最優先事項としました。

第1段階と第2段階の負担割合について、第4期の0.489からさらに0.039下げ、0.45としました。また、特例第3段階～第4段階の負担割合を据え置きとしたほか、第1段階～第4段階の上昇額を、月額1,000円以内に抑えました。

なお、第3期と第4期において「区の特別対策」として実施した第3段階の負担軽減措置が、特例第3段階として制度化されたことにより、世帯非課税で所得100万円超120万円以下の被保険者については、保険料が月額440円下がることとなります。

#### ② 所得段階の細分化

より負担能力に応じた保険料段階とするため、第5段階以上の所得段階について8分割から10分割に細分化しました。

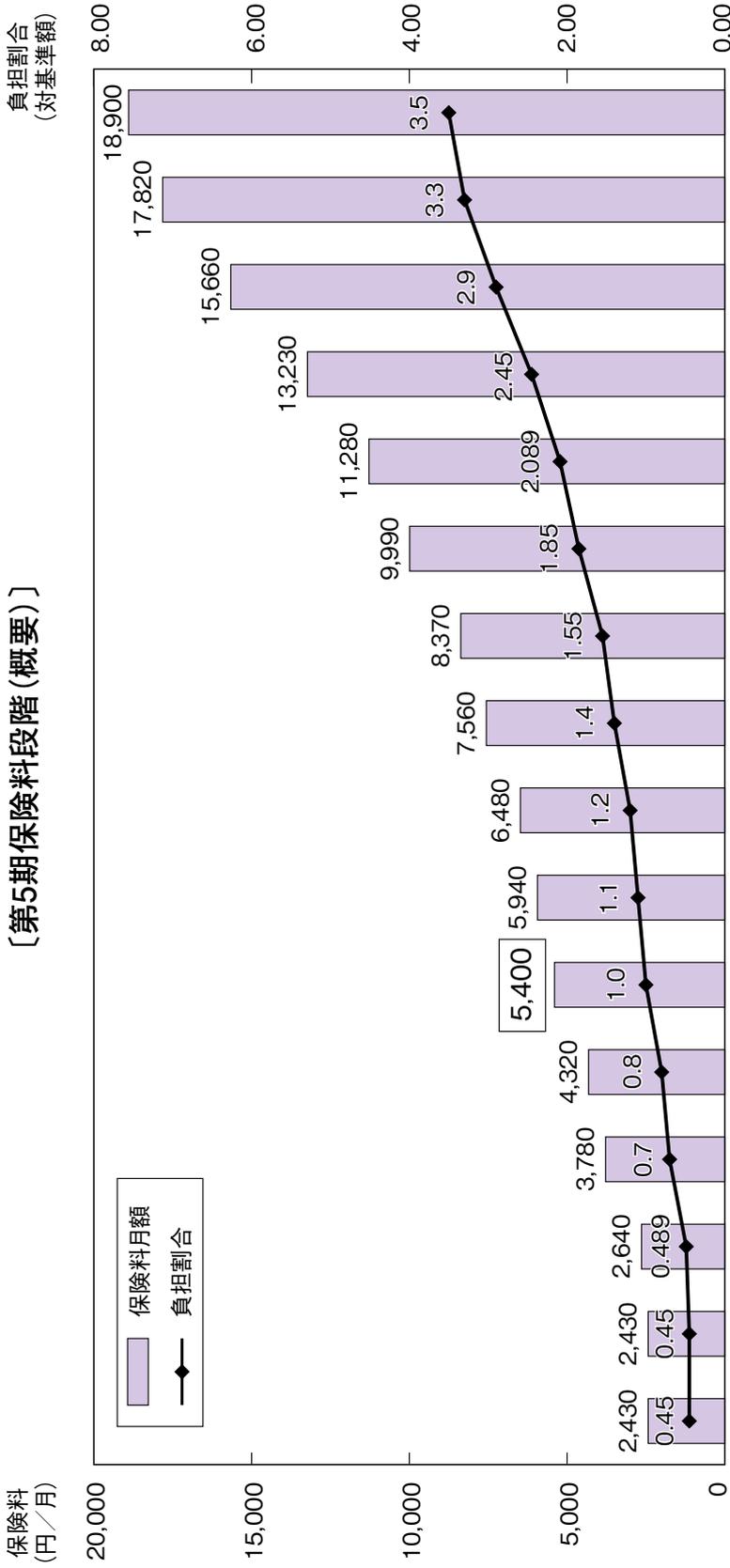
また、第4期において不統一（100万円～250万円間隔）であった第6段階～第10段階の所得段階の金額設定を125万円間隔に統一しました。

これにより、中間所得層の急上昇を緩和しました。

#### ③ 最高所得段階の新設

低所得層の負担を抑えるため、所得2,500万円以上の方を対象とする第14段階を新設し、基準額に対する最高負担割合を2.9から3.5へ引き上げました。

〔第5期保険料段階(概要)〕



第5期 (24~26年度)	特別軽減		特別軽減		特別軽減		特別軽減		特別軽減		特別軽減		特別軽減		
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	
所得などの状況	生活保護受給者など	80万円以下	120万円以下	120万円超	80万円超	125万円未満	125万円以上	250万円以上	375万円以上	500万円以上	625万円以上	750万円以上	1,000万円以上	1,500万円以上	2,500万円以上
		80万円以下	100万円以下	100万円超	80万円超	125万円未満	125万円以上	250万円以上	350万円以上	500万円以上	750万円以上	750万円以上	1,000万円以上	1,500万円以上	
第4期 (21~23年度)	特別対策	80万円以下	特別軽減	特別軽減	特別軽減	特別軽減	特別軽減	特別軽減	特別軽減	特別軽減	特別軽減	特別軽減	特別軽減	特別軽減	特別軽減
		80万円以下	80万円以下	80万円超	80万円超	80万円超	80万円超	80万円超	80万円超	80万円超	80万円超	80万円超	80万円超	80万円超	80万円超

※ 負担割合：小基数第4位を四捨五入している。  
 ※ 所得などの状況：第4段階以下については、本人の合計所得金額と課税年金額の合計額を指す。第5段階以上については、合計所得金額を指す。

〔保険料段階 第4期と第5期の比較〕

第4期				第5期					
所得などの状況 ※1	所得間隔	人数 ※2	負担割合 ※3	保険料 (円/月)	所得などの状況 ※1	所得間隔	人数 ※2	負担割合 ※3	保険料 (円/月)
第1段階	生活保護受給者など	3,434人	0.489	2,150	第1段階	—	4,251人	0.450	2,430
第2段階	80万円以下	10,747人	0.489	2,150	第2段階	—	11,496人	0.450	2,430
					特例軽減				
第3段階	100万円以下	1,676人	0.489	2,150	*①	—	3,600人	0.489	2,640
					第3段階				
第4段階	100万円超	4,446人	0.700	3,080	*②	—	3,765人	0.700	3,780
					特例軽減				
第5段階	80万円以下	8,757人	0.800	3,520	*③	—	7,687人	0.800	4,320
					第4段階				
第6段階	80万円超	3,086人	1.000	4,400	*①	—	4,081人	1.000	5,400
					第5段階				
第7段階	125万円未満	5,551人	1.095	4,820	*②	—	6,509人	1.100	5,940
					第6段階				
第8段階	125万円以上	9,535人	1.193	5,250	*③	125万円	9,801人	1.200	6,480
					第7段階				
第9段階	250万円以上	3,499人	1.389	6,110	*①	125万円	4,197人	1.400	7,560
					第8段階				
第10段階	350万円以上	2,840人	1.400	6,160	*②	125万円	2,102人	1.550	8,370
					第9段階				
第11段階	500万円以上	2,031人	1.800	7,920	*③	125万円	1,171人	1.850	9,990
					第10段階				
第12段階	750万円以上	1,008人	2.200	9,680	*①	250万円	983人	2.450	13,230
					第11段階				
第13段階	1,000万円以上	1,076人	2.500	11,000	*②	500万円	927人	2.900	15,660
					第12段階				
第14段階	1,500万円以上	1,470人	2.900	12,760	*③	1,000万円	695人	3.300	17,820
					第13段階				
						—	674人	3.500	18,900

※1 第4段階以下については、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額を指す。第5段階以上については、合計所得金額を指す。\*①世帯全員が住民税非課税、\*②本人が住民税非課税で世帯員が住民税課税、\*③本人が住民税課税  
 ※2 第4期については平成21年度の推計値(第4期介護保険事業計画第5期)を、第5期については平成24年度の推計値をそれぞれ用いた。  
 ※3 小数点第4位を四捨五入している。

## 第6節

# 低所得者への対応

### 1 施設サービス及び短期入所サービスの負担額の軽減

施設サービスや短期入所サービスを利用する際の居住費・食費について、所得に応じた利用者負担限度額を設け、低所得者の負担軽減を図っています。

#### 〔利用者負担段階別の居住費・食費負担額の軽減〕\* 24年度から

単位:月額(30日で計算)

基準費用額 (課税世帯の方が負担する平均的な費用額)	居住費				食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室※	多床室	
	59,100円	49,200円	①34,500円 ②49,200円	9,600円	41,400円

#### 利用者負担段階別の本人負担額

単位:月額(30日で計算)

利用者負担段階	対象者	居住費				食費
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室※	多床室	
第1段階	生活保護受給者または、世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者	24,600円	14,700円	① 9,600円 ②14,700円	0円	9,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年以下の方	24,600円	14,700円	①12,600円 ②14,700円	9,600円	11,700円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年超の方	39,300円	39,300円	①24,600円 ②39,300円	9,600円	19,500円

※ ①は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、短期入所生活介護の場合  
②は、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合

### 2 高額介護(予防)サービス費

1か月に受けた介護保険サービスの利用者負担の合計額が、所得に応じた上限額を超えた場合、その超えた費用を高額介護(予防)サービス費として支給しています。

## 〔高額介護（予防）サービス費〕

利用者負担段階	所得区分	上限額
第1段階	生活保護受給者または、世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者	個人で 15,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年以下の方	個人で 15,000円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円/年超の方	世帯で 24,600円
第4段階	住民税世帯課税者	世帯で 37,200円

## 3 高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減するため、限度額を設け、その限度額を超える差額を高額医療合算介護（予防）サービス費として保険給付します。

## 4 社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減

生計が困難な方を対象に、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等の利用者負担減額を行います。

## 〔社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減〕

対象者	住民税世帯非課税で、下記の条件を全て満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間収入が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額)以下</li> <li>・預貯金等の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額)以下</li> <li>・自宅以外に土地・家屋等を所有していないこと</li> <li>・負担能力のある親族等に扶養されていないこと</li> <li>・介護保険料を滞納していないこと</li> </ul>
減額割合	4分の1
本人負担	4分の3

※ 老齢福祉年金受給者の場合は、本人負担は2分の1。

## 5 高齢者夫婦世帯等の居住費・食費の軽減

利用者負担段階第4段階の場合でも、高齢の夫婦ふたり暮らし世帯などで一方が介護保険施設の個室に入った場合に、在宅で生活される配偶者の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下であり、預貯金等の資産が450万円以下となるなどの条件に該当する場合には、第3段階とみなして居住費・食費を引き下げます。

## 6 旧措置入所者への対応

介護保険制度の施行以前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所していた方（旧措置入所者）に、平成12年4月1日からの5年間利用者負担が従前の費用徴収額を上回らないように、所得に応じて軽減措置を設けていました。この軽減措置を受けている方がまだ多数いたため、平成17年4月1日から、さらに5年間延長しています。また、平成17年10月から、居住費・食費の自己負担が導入されましたが、従前の費用徴収額を上回ることはないよう負担軽減措置を設けています。なお、この措置は平成22年4月1日から当分の間延長するとされています。

## 7 通所系サービスにおける食事費用助成

区の独自施策として、利用者負担第1段階から第3段階までの方（生計困難者に対する利用者負担軽減措置事業との併用不可）を対象に、区内通所サービス事業所を利用する場合、1食あたり200円の食事費用を助成します。

## 8 高額介護（予防）サービス費等の貸付

高額介護（予防）サービス費が支給されるまでの間や、特定福祉用具販売、住宅改修等のサービス利用の際は、一時的に多額の自己負担が生じることがあります。この場合、保険給付されるまでの間、資金の貸し付けを行います。

## 9 境界層該当者への対応

介護保険制度においては、介護保険料や施設サービス等の居住費・食費の利用者負担限度額、高額介護（予防）サービス費の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方（これを「境界層該当者」という）については、その低い基準を適用することとしています。